

原議保存期間 10年
(平成30年12月31日まで保存)

警察庁丁規発第28号
平成20年4月15日
警察庁交通局交通規制課長

警視庁交通部長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)

各管区警察局広域調整(総務監察・広域調整)部長

都市交通環境対策に関する指定市との連携の強化について

現在、17の都市が地方自治法第252条の19第1項の規定により指定されているが、これらの都市(以下「指定市」という。)においては、「高次の都市機能が集積」する一方、交通混雑等の「過密や集中に起因する様々な都市的課題も顕在化している」とされる(指定都市市長会「第二期地方分権改革に関する指定都市の意見(第2次提言)」(平成20年2月))。

ところで、都道府県警察と指定市との連携については、市警察部による連絡・調整、指定市との人事交流等を通じて図られてきたところであるが、指定市における交通警察に係る事務については、個別事案における連携が多くを占めている現状が見受けられる。他方、指定市がまちづくり施策等を実現しようとする場合には、交通規制、道路使用許可等に係る警察との調整が不可欠であるところ、道路管理、都市計画等に関する事務を処理する権限を広く有する指定市からは、調整の効率化、手続きの円滑化等の要望もある。

そこで、指定市における独自の都市交通問題、環境問題への取組み、まちづくり施策等に積極的に協力し、交通管理上も有益な効果を得るため、この度、警察本部と指定市との協議の場の設置等を内容とした「都市交通環境対策に関する指定市との連携強化のための指針」を別紙のとおり策定した。指定市の区域を管轄する都道府県警察にあっては、指針を踏まえ、連携の強化を図ることとされたい。

なお、今回策定した指針は、警察本部と指定市との連携強化を念頭に置いているものではあるが、警察本部と中核市等との間で指針の趣旨に沿った直接対話の場を設定することを妨げるものではない。

別紙

都市交通環境対策に関する指定市との連携強化のための指針

1 目的

この指針は、指定市（地方自治法第252条の19第1項の規定により指定されている市をいう。以下同じ。）による様々な都市交通問題、環境問題への取組み、まちづくり施策等に関し、警察としてこれに協力し、また、交通管理の観点から必要な意見を反映させるため、警察本部と指定市による協議会の設置、当該施策等を実現するための交通規制等の迅速な実施その他の必要な事項を定め、もって警察と指定市との連携の強化を図ることを目的とする。

2 協議会の設置

都道府県警察と指定市が協議の上、警察本部交通部及び市警察部の職員並びに指定市の道路・環境・都市政策部門の職員を構成員とする都市交通環境対策協議会（以下「協議会」という。）を設置するものとする。この場合において、警察本部の庶務は交通規制課が担当し、指定市の庶務は適宜の所属を指定するよう指定市に依頼すること。

3 協議会において議論すべき事項

協議会においては、繁華街における渋滞や違法駐車問題、道路における高齢者・歩行者の安全の確保、自転車通行環境の確保等の各指定市が当面抱える課題のみならず、各指定市が掲げる環境政策、都市政策等の様々な政策課題について幅広く議論を行うこと。協議の際には、提示された施策等について交通管理の観点から必要な意見を申し述べることは当然であるが、仮に提示された施策等の実現が直ちには困難であると思われる場合であっても、代替策について可能な限り検討するなど、建設的な議論が行われるよう努めること。

なお、協議の内容に応じて、関係警察署を参加させ、また、都道府県知事部局、国土交通省地方整備局等の関係機関の参加を求め、協議会における議論が効率的に行われるよう配慮すること。

4 その他留意すべき事項

- (1) 協議会における協議の内容、議論等については、都道府県公安委員会に適宜報告を行うこと。
- (2) 協議会で一定の結論が出た施策等については、当該施策等の実現に資する所要の交通規制等を速やかに実施すること。また、交通規制等の実施後には、指定市や住民からの意見の聴取や効果評価を行うなどして、適宜適切な見直しも検討すること。
- (3) 協議会において協議された事項、合意に至った事項等については、必要に応じて関係部門、関係警察署等に速やかに通知し、意思統一を図るなど、交通規制等の実施に支障を来すことがないよう十分配慮すること。